

# 岩手県高等学校PTA連合会会則

## 第1章 総則

- 第 1 条 本会は岩手県高等学校PTA連合会と称し、事務局を会長の指定した場所に置く。
- 第 2 条 本会は、岩手県内各高等学校及び特別支援学校PTAと、それに類する組織をもって構成する連合協議体である。
- 第 3 条 本会は岩手県内各高等学校及び特別支援学校PTAの連絡を密にし、相協力して高等学校及び特別支援学校教育の振興を図ることを目的とする。
- 第 4 条 本会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。
- (1) 岩手県内各高等学校及び特別支援学校PTAの連絡・連携
  - (2) 生徒の資質向上に関する事
  - (3) 教職員並びに生徒の福利厚生に関する事
  - (4) 高等学校及び特別支援学校の施設の充実、並びに教育振興に関する事
  - (5) 教育諸団体との連携
  - (6) その他前条の目的を達するに必要な事項

## 第2章 役員

- 第 5 条 本会に次の役員を置く。
- (1) 会長1名、副会長5名、理事12名、監事2名
  - (2) 役員任期は1年とするが重任も妨げない。
  - (3) 役員は後任者が就任するまではその職にあるものとする。
- 第 6 条 役員は次の通りとする。
- (1) 会長は本会を代表し、会務を総理する。
  - (2) 副会長は会長を補佐し、会長事故ある場合は会長職を代行する。
  - (3) 理事は会務を企画し、執行する。
  - (4) 監事は会務を監査する。
- 第 7 条 会長は総会において会員中より選出する。
2. 副会長、理事及び監事は、別表Ⅰにより各地区から推薦を受け会長が任命する。  
尚、地区の区分は別表Ⅱによる。
- 第 8 条 本会は総会の承認を得て顧問を置くことができる。

## 第3章 機関

- 第 9 条 総会は各PTA会長、またはその代理者をもって構成し、原則として毎年5月または6月に定期総会を開く。また、理事会が必要と認めた場合には臨時総会を開催する。
2. 特別な事情により総会を開催できない場合は、理事会で代替えすることができる。
  3. 理事会も開催できない場合は、会長の判断により書面によって議決することができる。
- 第 10 条 理事会は、会長、副会長、理事、監事をもって構成し、原則として年3回以上開催する。
2. 理事会は、総会に付議すべき事項の検討及び総会で議決された事案の執行を行う。
- 第 11 条 各地区に地区協議会を設け、各地区の協議会長は原則として当該地区選出の県副会長または県理事とする。

- 第 12 条 本会に理事会の諮問機関として、次の委員会を置く。
- (1) 総務委員会
  - (2) 健全育成委員会
  - (3) 進路対策委員会
  - (4) 調査広報委員会
2. 委員会の構成及び運営は別に定める。
- 第 13 条 会議はすべて会長が招集し、構成員の過半数の出席をもって成立する。
2. 出席者の過半数をもって議決する。

## 第4章 会計

- 第 14 条 本会の経費は負担金及びその他の収入をもってあてる。
2. 本会の負担金は総会で決定し、毎年6月事務局に納入する。
- 第 15 条 本会の会計年度は4月1日より翌年3月31日までとする。

## 第5章 事務局

- 第 16 条 本会に事務局を置く。
2. 事務局職員は会長が委嘱する。
3. 事務局職員の職務及び手当等に関する細目は理事会で決定する。

## 第6章 改正

- 第 17 条 この会則は総会において出席者の3分の2以上の賛成を得て改正することができる。

## 第7章 附則

- 第 18 条 この会則は、令和6年4月1日より施行する。
- |                |              |
|----------------|--------------|
| 昭和26年8月 3日制定   | 昭和52年6月 9日改正 |
| 昭和27年4月 1日改正   | 昭和53年6月 9日改正 |
| 昭和29年6月 6日全面改正 | 昭和59年6月13日改正 |
| 昭和30年6月 1日改正   | 昭和63年4月 1日改正 |
| 昭和37年6月25日改正   | 平成 4年4月 1日改正 |
| 昭和38年6月26日改正   | 平成 8年5月31日改正 |
| 昭和39年6月19日改正   | 平成11年4月 1日改正 |
| 昭和40年6月 3日改正   | 平成19年6月 6日改正 |
| 昭和43年4月 1日全面改正 | 令和 5年6月 7日改正 |
| 昭和45年6月19日改正   | (全面改正)       |
| 昭和50年6月12日改正   |              |

別表 I

地 区	副会長	理 事
盛岡地区	1	※3) 4
中部地区	1	2
胆江地区	※1) 1	1
県南地区		1
気仙地区	※2) 1	1
沿岸地区		1
県北地区	1	2

監 事	
盛岡地区	1
他地区	1

※1)胆江、県南から隔年選出  
 ※2)気仙、沿岸から隔年選出  
 ※3)うち2名は女性会員より選出

別表 II

盛岡地区 (14)	盛岡第一、盛岡第二、盛岡第三、盛岡第四、盛岡北、南昌みらい、杜陵、盛岡農業盛岡工業、盛岡商業、平舘、雫石、紫波総合、盛岡市立
中部地区 (11)	花巻北、花巻南、花巻農業、花北青雲、大迫、黒沢尻北、北上翔南、黒沢尻工業西和賀、遠野、遠野緑峰
胆江地区 (8)	水沢、杜陵・奥州、水沢農業、水沢工業、水沢商業、前沢、金ヶ崎、岩谷堂
県南地区 (6)	一関第一、一関第二、一関工業、花泉、大東、千厩
気仙地区 (4)	高田、大船渡、大船渡東、住田
沿岸地区 (9)	釜石、釜石商工、大槌、山田、宮古、宮古北、宮古商工、宮古水産、岩泉
県北地区 (10)	久慈、久慈翔北、種市、大野、軽米、伊保内福岡、北桜、沼宮内、葛巻
支援学校 (15)	盛岡視覚支援、盛岡聴覚支援、盛岡となん支援、盛岡青松支援、盛岡みたけ支援 盛岡峰南高等支援、盛岡ひがし支援、花巻清風支援、前沢明峰支援 一関清明支援、気仙光陵支援、釜石祥雲支援、宮古恵風支援、久慈拓陽支援 岩手大学附属特別支援

昭和40年 6月 3日改正  
 昭和43年 4月 1日改正  
 昭和45年 6月19日改正  
 昭和49年 6月18日改正  
 昭和50年 6月12日改正  
 昭和52年 6月 9日改正  
 昭和53年 6月 9日改正  
 昭和59年 6月13日改正  
 昭和63年 4月 1日改正  
 平成 8年 5月31日改正  
 平成11年 4月 1日改正  
 平成14年 4月 1日改正

平成15年 4月 1日改正  
 平成16年 4月 1日改正  
 平成17年 4月 1日改正  
 平成18年 4月 1日改正  
 平成19年 4月 1日改正  
 平成20年 4月 1日改正  
 平成21年 4月 1日改正  
 平成22年 4月 1日改正  
 平成24年 4月 1日改正  
 平成25年 4月 1日改正  
 平成28年 4月 1日改正  
 令和 2年 4月 1日改正  
 令和 6年 4月 1日改正  
 令和 7年 4月 1日改正

# 岩手県高等学校PTA連合会 委員会規程

## 第 1 条 (総則)

岩手県高等学校PTA連合会(以下、「本会」という)会則第12条第2項に定める委員会の構成及び運営は、この規程に定めるところによる。

## 第 2 条 (委員会の任務)

委員会は理事会から諮問された事項の調査研究にあたり、理事会に答申する。

2 委員会は本会の活動推進にかかわる重要事項について、理事会に建議することができる。

## 第 3 条 (委員会の所掌事項)

委員会の所掌事項は次の通りとする。

### (1)総務委員会

- ① 本会の会則・諸規程などの会の運営に関する事
- ② 事業計画・報告並びに予算・決算並びに負担金などに関する事
- ③ 年次大会に関する事
- ④ 他の委員会の所管に属さない事

### (2)健全育成委員会

- ① 校外生活指導に関する事
- ② 交通安全指導に関する事
- ③ 環境浄化活動に関する事
- ④ 社会参加活動の推進に関する事
- ⑤ 健全育成委員会の促進に関する事
- ⑥ その他、高校生の健全育成に関する事

### (3)進路対策委員会

- ① 高校生の進学指導に関する事
- ② 高校生の就職指導に関する事
- ③ 進学・就職の調査研究に関する事
- ④ その他、進路対策に関する事

### (4)調査広報委員会

- ① PTAのあり方に関する事
- ② 生涯教育の推進に関する事
- ③ 組織活動について、調査・広報活動の推進・強化に関する事
- ④ その他、必要な調査・広報に関する事

第 4 条 (委員の構成)

本会の委員会構成は次の通りとし、別表Ⅲ委員会地区別輪番表により選出する。

- (1) 総務委員会 20名
  - (2) 健全育成委員会 7名、進路対策委員会及び調査広報委員会 各5名
- ただし、総務委員会は理事会をもって代えることができる。
- 2 委員会にそれぞれ委員長、副委員長各1名を置く。
  - 3 委員の任期は、本会会則第5条に準ずる。

第 5 条 (委員長、副委員長の任務)

委員長は、委員会を代表し、委員会の議長となる。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは代行する。
- 3 委員会は、会長了知のもとに委員長が招集する。
- 4 各委員会の委員長は、東北地区高等学校PTA連合会の代議員及び各委員会委員となる。

第 6 条 (委員会の運営)

委員会は、原則として年間3回以内開催するものとする。

- 2 委員会が規程第2条による答申を行うときは、会議の経過及び結果を書面をもって理事会に報告しなければならない。
- 3 委員会は、必要により学職経験者等を招へいし、参考意見を聴くことができる。
- 4 委員会の事務局は、委員長の属する学校内に置く。

第 7 条 (合同委員会)

委員会の研修・連携を図るため、総務委員会を除く各委員会の委員による合同委員会を開催することができる。

- 2 合同委員会は会長が招集する。

第 8 条 (経費の負担)

委員会の開催に要する旅費は本会が負担し、その他の必要経費については別に定める。

- 2 東北地区高等学校PTA連合会の出席に要する経費は、東北地区高等学校PTA連合会の定めによる。

附 則 この規程は、令和6年4月1日から施行する。

平成元年4月1日改正

平成4年4月1日改正

平成19年6月6日改正(全面改正)

令和5年6月7日改正(全面改正)

別表Ⅲ(委員会地区別輪番表)

年 度 委員会	令和10 2028	令和11 2029	令和12 2030	令和13 2031	令和14 2032
総務委員会	20名、委員長は県連事務局長、副委員長は盛岡地区副会長、委員は他の副会長と理事				
健全育成委員会	7名	7名	7名	7名	7名
委員長	盛岡( )	中部( )	(胆江)( )	(沿岸)( )	県北( )
副委員長	"( )	"( )	"( )	"( )	"( )
委員	中・(南)・北	盛・(胆)・{気}	中・{沿}・北	盛・(胆)・北	盛・中・{沿}
女性委員	盛岡 2名	盛岡 2名	盛岡 2名	盛岡 2名	盛岡 2名
進路対策委員会	5名	5名	5名	5名	5名
委員長	中部( )	(県南)( )	(気仙)( )	県北( )	盛岡( )
副委員長	"( )	"( )	"( )	"( )	"( )
委員	盛・(南)・{沿}	中・{気}・北	盛・(南)・北	盛・中・{気}	中・(南)・北
調査広報委員会	5名	5名	5名	5名	5名
委員長	(胆江)( )	{沿岸}( )	県北( )	盛岡( )	中部( )
副委員長	"( )	"( )	"( )	"( )	"( )
委員	中・{気}・北	盛・(胆)・北	盛・中・{沿}	中・(南)・北	盛・(胆)・{気}
年 度 委員会	令和5 2023	令和6 2024	令和7 2025	令和8 2026	令和9 2027
総務委員会	20名、委員長は県連事務局長、副委員長は盛岡地区副会長、委員は他の副会長と理事				
健全育成委員会	5名	7名	7名	7名	7名
委員長	盛岡( )	中部( )	(県南)( )	(気仙)( )	県北( )
副委員長	"( )	"( )	"( )	"( )	"( )
委員	中・(胆)・北	盛・(南)・{沿}	中・{気}・北	盛・(南)・北	盛・中・{気}
女性委員		盛岡 2名	盛岡 2名	盛岡 2名	盛岡 2名
進路対策委員会	5名	5名	5名	5名	5名
委員長	中部( )	(胆江)( )	(沿岸)( )	県北( )	盛岡( )
副委員長	"( )	"( )	"( )	"( )	"( )
委員	盛・(胆)・{気}	中・{沿}・北	盛・(胆)・北	盛・中・{沿}	中・(胆)・北
調査広報委員会	5名	5名	5名	5名	5名
委員長	(県南)( )	(気仙)( )	県北( )	盛岡( )	中部( )
副委員長	"( )	"( )	"( )	"( )	"( )
委員	中・{沿}・北	盛・(南)・北	盛・中・{気}	中・(胆)・北	盛・(南)・{沿}
母親委員会	改選数6名				
次年度正副委員長	盛( )・盛( )				
他の改選委員	中・(南)・{沿}・北				

※①地区略表示：盛＝盛岡、中＝中部、胆＝胆江、南＝県南、気＝気仙、沿＝沿岸、北＝県北

②(胆)は胆江・県南グループの担当地区が胆江であること、{気}は気仙・沿岸グループの担当地区が気仙であることを表す。

- 健全育成、進路対策、調査広報の各委員会の正・副委員長は、県連の副会長または理事がこれを兼務する。ただし、委員長は県連副会長があたるものとする。
- 正・副委員長は同一地区からの選出とし、他の委員は正・副委員長選出地区以外の地区で輪番制により選出する。
- 各委員長は、東北地区高P連代議員となる。
- 健全育成委員会の女性委員は、盛岡地区選出の女性理事が兼務する。